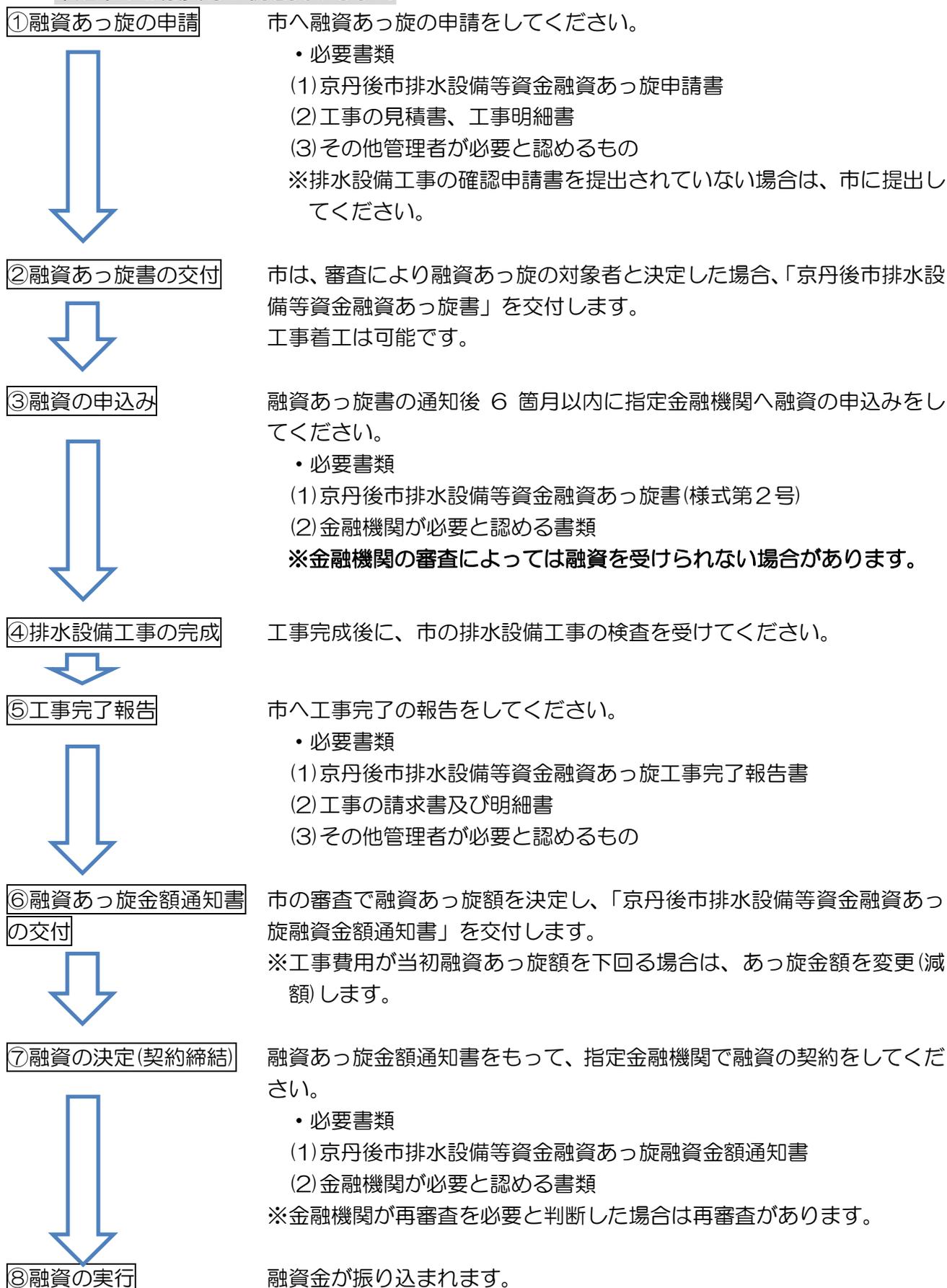


融資あっ旋申込みから利子補給を受けるまでの流れ

申込みから融資あっ旋を受けるまで



融資の実行から利子補給を受けるまで

⑨利子補給の承認申請

融資の契約締結後に、市へ利子補給の承認申請をしてください。

- 必要書類
- (1)京丹後市排水設備等資金融資あっ旋に係る利子補給承認申請書
- (2)指定金融機関から融資を受けたことを証する書面
(金銭消費貸借契約証書)
- (3)その他管理者が必要と認めるもの



⑩利子補給承認の決定

市は申請内容を審査し、「京丹後市排水設備等資金融資あっ旋に係る利子補給承認書」を交付します。



⑪利子補給の交付申請

市へ毎年1月末までに利子補給の交付申請をしてください。

- 必要書類
- (1)京丹後市排水設備等資金融資あっ旋に係る利子補給金交付申請書
- (2)京丹後市排水設備等資金融資あっ旋に係る利息支払等報告書
(指定金融機関が発行した前年1月1日から12月31日までに支払った償還金にかかる利子額を証明する書類)



⑫利子補給の交付決定

市は申請内容を審査し、「京丹後市排水設備等資金融資あっ旋に係る利子補給金交付決定通知書」により通知します。申請者の口座に利子補給金が振り込まれます。

※以後、毎年1月末までに交付申請していただき、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子を翌年に交付します。